附則第二項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

（大臣官房地域脱炭素事業推進課の所掌事務の特例）

4　大臣官房地域脱炭素事業推進課は、第二十条に規定する事務のほか、附則第二項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（大臣官房の所掌事務の特例）

2　大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社脱炭素化支援機構の行う業務に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年七月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の五第三項、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項及び第百四十二条第二項（同項の表第百四十条第一項の項に係る部分に限る。）、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　割当量口座簿等（第九条―第十九条）」を「第三章　株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数（第九条）」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第四章を第五章とする。

第十九条中「第十条第二項第三号」を「第十一条第二項第三号」に改め、第三章中同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（嘱託による信託の記録の変更）」を付する。

第十五条第一項中「第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号」を「第十一条第一項第二号及び第十四条第一項第二号」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数

第九条　法第三十六条の五第三項の政令で定める倍数は、一とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十三　株式会社脱炭素化支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

百三十九　株式会社脱炭素化支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十九　株式会社脱炭素化支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十一　株式会社脱炭素化支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十五　株式会社脱炭素化支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十二　株式会社脱炭素化支援機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百八　株式会社脱炭素化支援機構

（財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正）

第六条　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

八　株式会社脱炭素化支援機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十一　株式会社脱炭素化支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十七　株式会社脱炭素化支援機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第八条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十七　株式会社脱炭素化支援機構

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
環境大臣　山口　壮
防衛大臣　岸　信夫